

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

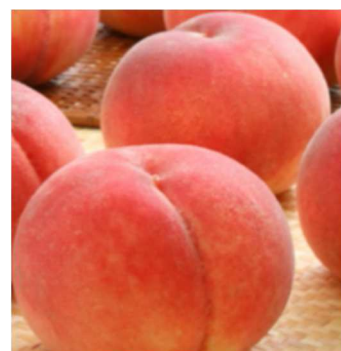
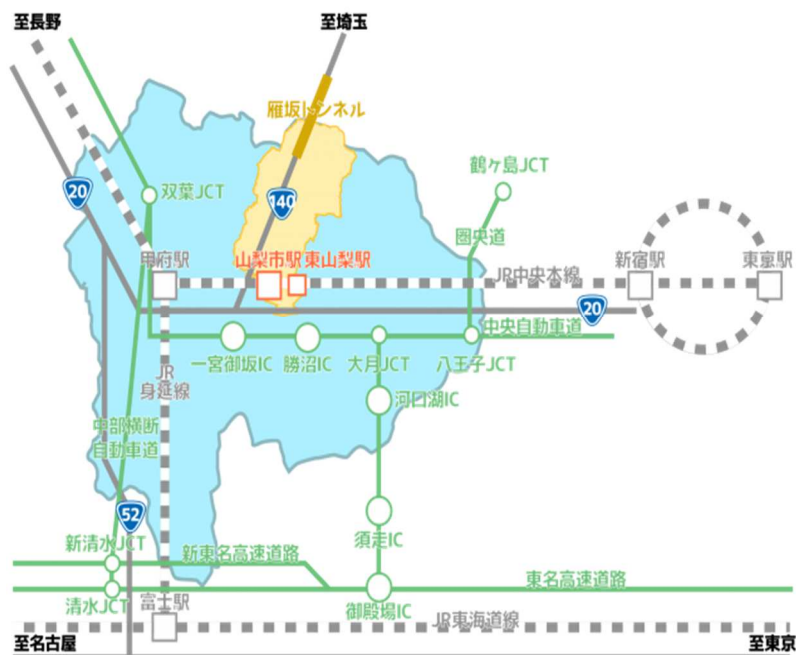
当会を取り巻く地域の災害発生および想定される災害発生の情報、山梨市が想定した山梨市地域防災計画（令和3年3月）やハザードマップを基に現状分析を行う。

(1) 地域の災害のリスク

①山梨市の地域特性

山梨市は山梨県の北東部、甲府盆地の東部に位置し、平成17年3月に牧丘町・三富村・旧山梨市が合併した。合併により本市の総面積は289.90平方kmとなり、北に埼玉県、長野県と接しており、西部から南部にかけては甲府市及び笛吹市、東部は甲州市、北部は埼玉県大滝村、長野県川上村に囲まれている。特に地域の北部は山岳・丘陵地帯で、秩父山系などの山々は秩父多摩甲斐国立公園に指定されており、秩父山系に源を發する笛吹川は、三富地域から牧丘・山梨地域へと流れている。笛吹川の右岸は平坦地から丘陵地帯となっており、平坦地は市街地に、丘陵地は果樹栽培など農業地となっていることから桃・ぶどう等の果実は、国内有数の生産量を誇る。

また、交通面では市内を中JR中央本線や中央高速道路が通っており、都心から約100km圏内の約1時間半のアクセスが可能な利便性豊かな地域である。さらに市内の主要観光施設であるフルーツ公園や西沢渓谷、近年ではアウトドア派のキャンプ人口も増加傾向にある。



(出典：山梨市観光協会HP)

(土砂災害：山梨市地域防災計画)

令和3年2月現在、市内には458の土砂災害警戒区域、387の土砂災害特別警戒区域が指定されている。

土砂災害警戒区域は、土石流、急傾斜地の崩壊又は地滑りが発生するおそれのある区域をいい、土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち建築物に損害を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域をいう。

市は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、これら土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発表及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制を確立する。

(地震：山梨市地域防災計画)

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び首都直下地震対策特別措置法に基づく「首都直下地震緊急対策区域」に指定されている。

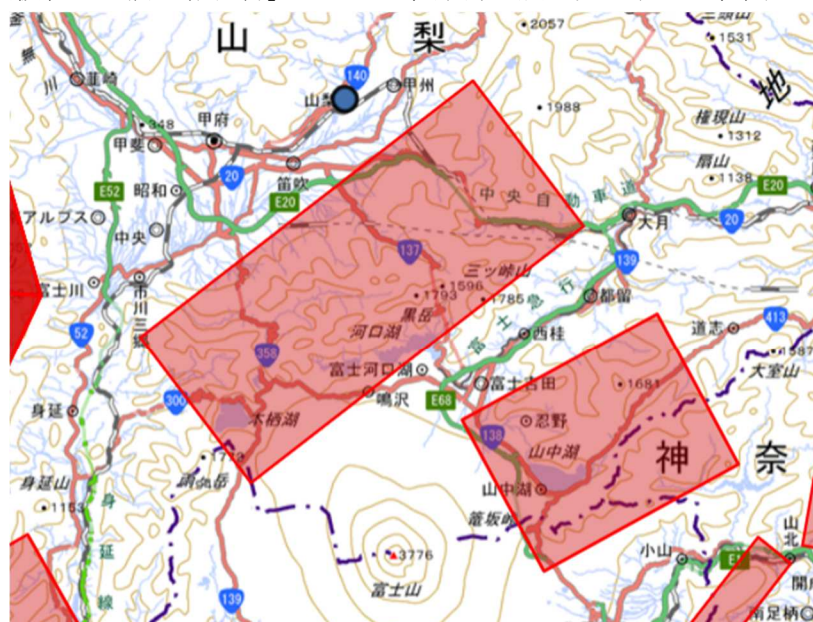
県が公表した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」によると、東海地震が発生すると、国道140号、国道411号、主要地方道甲府山梨線等の一部区間で軽微な被害が発生する可能性がある（影響度Bランク）との判定がなされている。

国道140号は、本市の広域幹線道路としての役目を果たしているため、軽微な被害が発生しても応急対策活動に大きな影響が生じるおそれがある。

また、本市に最も大きな被害をもたらすと想定される地震は、「藤の木愛川断層地震」である。

「藤の木愛川断層地震」による人的被害は、市域全体で死者203人、重傷者137

人、軽傷者1,518人と想定され、その原因はほとんどが建物被害によるものとされており、また建物被害の原因は、液状化によるものではなく、揺れによるものとされている。これは、本市の建築物の多くが、新耐震基準（1981年）以前に建設された木造のものであることによる。



(出典：地震ハザードステーション J-SHIS)

(感染症：山梨市新型インフルエンザ等対策行動計画)

インフルエンザウイルスは、10～40年の周期でウイルスのタイプが全く異なる新型のインフルエンザとなって世界で大流行(パンデミック)し、その都度、人類に対して甚大な被害と社会的影響をもたらしてきた。

また、未知の感染症である新型感染症の中(直近では、新型コロナウイルス)にも、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、山梨市においても多くの市民の健康被害や社会機能への影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

令和3(2021)年4月の商工業者数は1,328社であり、うち1,214社(91.4%)が小規模事業者である。産業別の商工業者の割合をみると、卸売・小売業が333社(25.1%)で最も多く、建設業が295社(22.2%)、飲食・サービス業が149社(11.2%)、製造業が143社(10.8%)と続く。

推移をみると、製造業や卸・小売業において、商工業者数の減少傾向がみられる

	2021年4月 (R3)	備考(事業所の立地状況等)
商工業者数	1,328	市内に広く分散している
小規模事業者数	1,214	市内に広く分散している
小規模事業者の割合	91.4%	
(建設業)	295	市内に広く分散している
(製造業)	143	市内に広く分散している
(卸売・小売業)	333	市内に広く分散している
(飲食サービス業)	149	市内に広く分散している
(その他)	408	市内に広く分散している

出典：商工会事業所管理システムから作成

(3) これまでの取組

1. 山梨市の取組み

①地域防災計画の策定

山梨県では、中央防災会議の定める「防災基本計画」や「被害想定調査」等を踏まえ、阪神淡路大震災や東日本大震災を教訓に震度7を視野に入れた見直しを行い、また、平成27年12月に策定された「山梨県強靱化計画」により、令和2年11月に山梨県防災会議が「山梨県地域防災計画」を策定している。

これを受け、山梨市防災会議では、中央防災会議の策定した「防災基本計画」、山梨県防災会議の策定した「山梨県地域防災計画」及び山梨県が公表した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」等を踏まえ、令和3年3月に山梨市地域防災計画の改定をした。

②第2次山梨市総合計画による防災・減災に関する施策の推進

第2次山梨市総合計画では、「誇れる日本を、ここ山梨市から。」を将来像に設定し、まちづくりに取り組んでいる。大規模震災への備えに関しては、計画に盛り込まれている5つのビジョンの1つである、「機能性が高く、落ち着いた住環境の山梨市」では、「大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られるよう、耐震化や危険個所の整備、情報伝達手段の多様化を図る。」とし、防災に取り組むまちづくりを推進している。

③防災訓練の実施

市では、自衛隊、山梨消防署、日下部警察署等の防災関係機関と合同して、また消防団、日赤奉仕団のほか、学校、幼稚園、保育園その他関係団体及び地域住民の参加を得て、大規模災害を前提

とした消防防災訓練については毎年9月1日を中心とする「防災週間」の間に実施することとしている。

④防災備蓄品

山梨市地域防災計画に基づき、防災対策用資機材等の備蓄に努めている。

備蓄品目は、食料として、アルファ化米を市役所及び支所に備蓄している。また、避難所に指定してある主要な小・中学校、公民館等30か所に毛布、発電機、浄水器、簡易トイレ等を備蓄している。

2. 当会の取組み

①事業者BCPに関する国の施策の周知

小規模事業者の災害発生時への備えの必要性を認識・理解していただくため、国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」の小冊子や新たに防災・減災に取り組む管内小規模事業者への専門家派遣（ハンズオン支援）について会報や諸会議等を通じて、当会役員・会員を中心に防災知識の普及啓発・周知を行ってきた。

②事業者BCP策定セミナーの開催

これまで、当会主催での小規模事業者向けのBCP策定セミナーを実施したことはなく、関係機関や損害保険会社等が主催する危機管理やBCP策定の必要性に関するセミナーに関して、管内の小規模事業者への周知や実施協力を行っている。

③損害保険への加入促進

全国商工会連合会では、(1)中小企業PL保険制度、(2)ビジネス総合保険制度、(3)全国商工会情報漏えい保険制度、(4)業務災害補償プラン、(5)商工会の休業補償制度について各損害保険会社と業務提携し、制度運営・普及の促進と合わせ、小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクヘッジ対策として、山梨県商工会連合会等と連携した普及・加入促進を行っている。

④ 防災備蓄品

高架水槽(飲料水)、携帯ラジオ、懐中電灯、ブルーシート、予備乾電池、簡易テント、拡声器、笛、軍手、車載スマホ充電器、反射式ストーブ、ござ、石油、コンロ、工具類、タオル、ライター、ゴミ袋などをそれぞれ備蓄している。

II 課題

当市における小規模事業者の防災・免災対策への支援における課題は次のとおりである。

①事業者BCPの策定が進んでいない管内事業所のうち、既にBCPを策定している事業者は、業種では、製造業者、建設業者、運輸業者、フランチャイズに加盟するコンビニエンスストアなどであり、どの業種・業態においても、その事業者はごく一部に限られている。規模別では、小規模事業者のほとんどは策定していない現状にある。

したがって、事業所BCPの策定に関する市全体の取組状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業所独自の策定の動きやこれらを支援する商工団体の取組も本格化していないのが実態である。また、普及・啓発活動についても、市、商工団体のそれぞれが取組んでおり、連携による取組強化への必要性が高まっている。

②策定支援のスキル習得に課題がある職員の事業所BCP策定に関する支援スキル習得に課題が

あり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

③小規模事業者向けの策定ツールの不足

国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見が事業者・支援者双方からあり、簡易版のフォームをはじめとした小規模事業者向けのBCP策定ツールが必要である。

④ 応急対策に関する市と商工団体の連携体制が整っていない。現状では、それぞれの業務継続計画に従って、事前対策や応急対策を行うことになっているが、二者の連携・協力体制が具体化されていない。

III 目標

山梨市地域防災計画に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後のいち早い復旧等の対策について、市、商工会が一つになって取組むこととし、特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のための次の取組を行う。

① 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

② 被害の把握・報告ルート の 確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当市、当会との間における被害情報報告ルートを構築する。

③ 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他 上記記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

2022年（令和4年）4月1日～2027年（令和9）年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

山梨市商工会と山梨市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

当市の地域防災計画及び国土強靱化地域計画に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

管内小規模事業者に対するBCP計画の必要性について普及・啓発を目的として、年度事業計画に次の事業毎に目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行うこととする。

① 広報等による啓発活動

当市のハザードマップをそれぞれの事務所に掲示するほか、会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む事業者の紹介等を行う。

② ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回にて管内小規模事業者を訪問し、ハザードマップ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、いざという時の備えなど防災への意識を高める。また、国・県・関係機関が運営する「防災ポータルサイト」等を本会のホームページにリンクさせるほか、各事業者に対してQRコード等を周知し、スマートフォン等での共有・活用普及を図る。

③ リスクチェックシートによる簡易診断の実施とリスク軽減のための提案の実施

事業所BCPを検討する際、自然災害に伴うリスクは、建物等の損害のみならず、休業に伴う所得や損失、事業主・従業員等のけが、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐にわたるため、これらのリスクへの対策をあらゆる角度から検証することが求められる。そこでリスク管理状況を確認できるリスクチェックシートを用いた簡易診断を実施するとともに、リスクを軽減するための取組や対策を説明・提案し、BCP策定セミナーの開催に合わせ保険相談等を実施する。

2) 商工会議所・商工会自身の事業継続計画の作成

2023年（令和5年）3月までに作成

3) 関係団体等との連携

職員向け研修会をはじめBCP策定セミナーや個別支援について、連携する損保会社等に専門家の派遣を依頼し協力を求める。また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

4) 事業者BCP策定のフォローアップ

管内小規模事業者のBCP策定の取組状況を把握、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。

また（仮称）山梨市事業継続力強化支援協議会（構成員：当市、当会）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

当会は市総合防災訓練に積極的に参加するとともに、訓練に合わせ、当市との連絡ルートの確認等を行う。

< 2. 発災後の対策 >

災害発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

① 応急対策の定義

応急対策とは、各団体がそれぞれのBCPで定める「安否確認」、「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、本計画の中で二者が連携して行う応急対策は次の業務とする。

■ 二者間で連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務
- 2) 被害調査・経営課題の把握業務
- 3) 復興支援策を活用するための支援業務

また、応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や電力等の確保が前提となり、当所と当会的一方もしくは両方がこれらを確保できない状況に陥ることも想定し、まずは、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを二者間で整備する。

② 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

当市、当会二者それぞれのBCPに従い安否確認を行う。

安否確認の際、(1)本人・家族の被災状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、(3)出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

③ 安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後2時間以内には、二者間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有することとし、連絡窓口並びに連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。また、県への報告は、当市から当会分も含めて行う。

2) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害規模に応じて二者で実施する応急対策の方針を決定する。

方針決定は、二者間で協議し、（仮称）山梨市事業継続力強化支援協議会が決定することとし、想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

○被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<p>○地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。</p> <p>○地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</p> <p>○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</p>	<p>1) 緊急相談窓口の設置・相談業務</p> <p>2) 被害調査・経営課題の把握業務</p> <p>3) 復興支援策を活用するための支援業務</p>
被害がある	<p>○地区内の1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している</p> <p>○地区内の0.1%程度の事業所で、床上浸水、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</p>	<p>1) 緊急相談窓口の設置・相談業務</p> <p>2) 被害調査・経営課題の把握</p>
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない。	特に行わない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

【情報共有の頻度】

期間	内容
発災後～1週間以内	1日に2回共有する
2週間～3週間	1日に1回共有する
4週間～2月以内	3日に1回共有する
2カ月超	1週間に1回共有する

必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

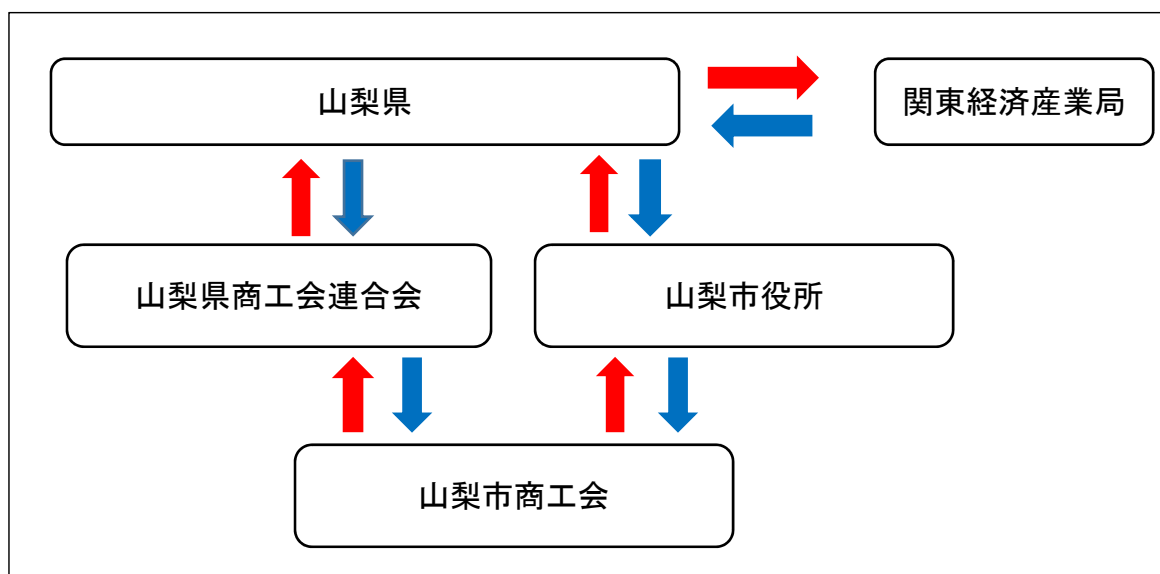
発災時に管内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について、あらかじめ確認しておく。

【指示命令系統・連絡体制図】

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

- ①自然災害及び感染症発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ②自然災害発生時の二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③山梨市商工会と山梨市が共有した情報を山梨県が指定する方法で山梨市商工会または山梨市より山梨県に報告する。
- ④感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、山梨市商工会と山梨市が共有した情報を山梨県の指定する方法にて山梨市商工会または山梨市より山梨県へ報告する。体制図は次のとおりである。

【指揮命令系統・連絡体制図】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

①相談窓口の開設

- ・相談窓口の開設方法について、山梨市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や山梨県、山梨市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

②管内小規模事業者の被害状況の確認について
 発災後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後 ～2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員・議員を対象に LINE、Eメール、 携帯
		大まかな被害の確認調査 (職員参集可否・居住地周辺被害状況)	役職員・議員や被災 区域の事業者を中心と して携帯電話等によ る聞き取り
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認調査 (非住宅被害・店舗被害)	管内小規模事業者を対 象に巡回訪問による聞 き取り
		間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、風評 等)	
3	発災3日後～ ～14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き 等)	管内小規模事業者を対 象に巡回訪問・窓口相 談による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

③被災事業者施策の周知について

応急時に有効な被災事業者施策(国・県・市等の施策)について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

< 6. 感染症対策 >

新型コロナウイルス等の感染症対策は次のとおりとする。

(1) 事前の対策

- ① Web 会議や交代勤務(在宅勤務)の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
- ② 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。

(2) 流行時の対策

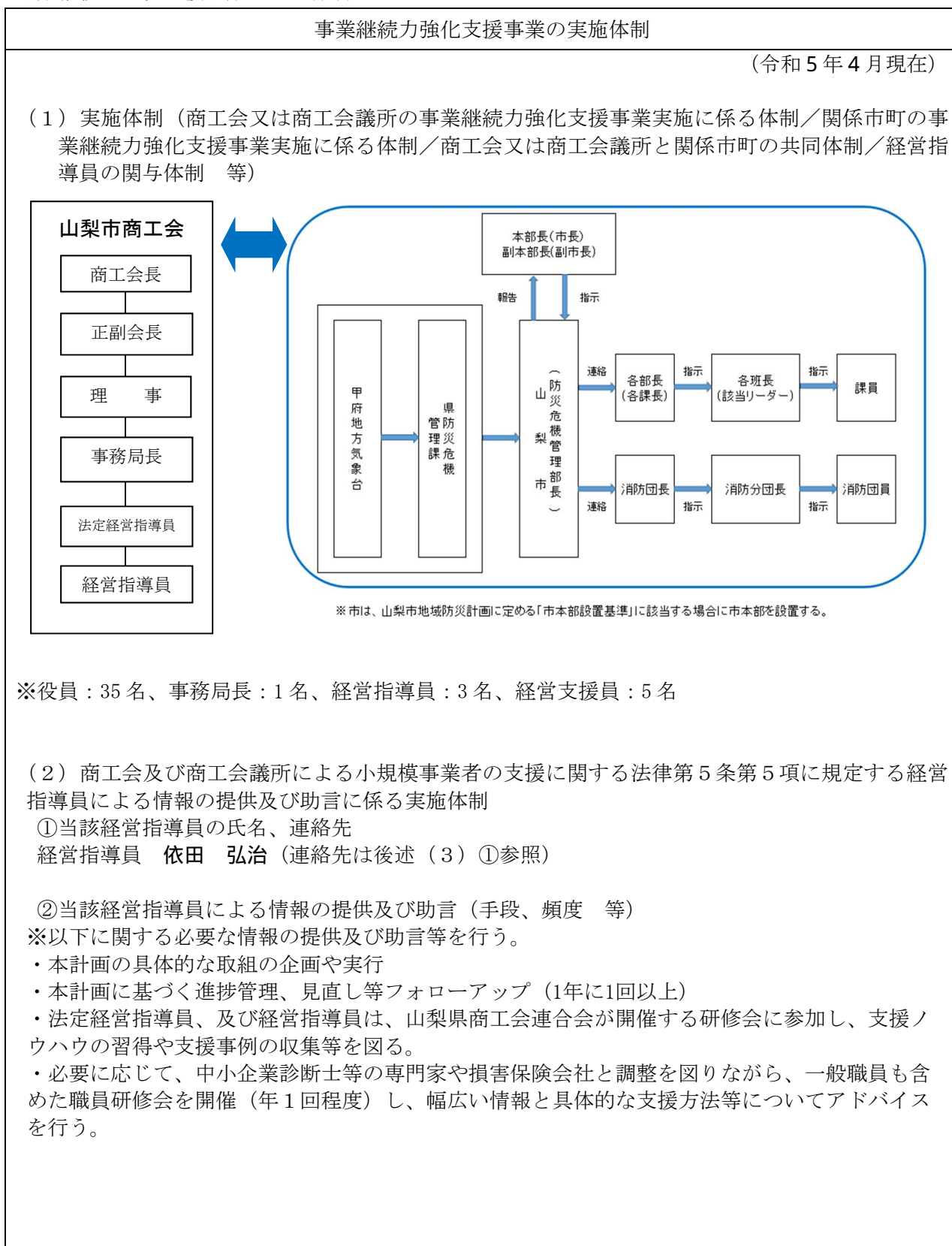
- ① 当会職員を2班に分けて編成し、交代勤務(在宅勤務)を導入する。
- ② 通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。
- ③ 当会職員のいずれかが感染した場合は保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会／関係市町連絡先

①商工会

山梨市商工会

〒405-0018 山梨県山梨市上神内川 1348

TEL 0553-22-0806 FAX 0553-23-1529

E-mail: y-city1202@shokokai-yamanashi.or.jp

②関係市町

山梨市役所 商工労政課

〒405-8501 山梨県山梨市小原西 8 4 3 番地

TEL 0553-22-1111(内線2362) / FAX 0553-23-2800

E-mail: shokorosei@city.yamanashi.lg.jp

※その他

上記記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	700	700	700	700	700
専門家派遣費	200	200	200	200	200
チラシ作成費	150	150	150	150	150
BCP作成支援	200	200	200	200	200
通信運搬費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国・県・市補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<p>①山梨県商工会連合会 会長 中村 己喜雄 〒400-0035 山梨県甲府市飯田2丁目2-1 中小企業会館3階</p> <p>②山梨県火災共済協同組合 組合長 中村 己喜雄 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-37</p> <p>③東京海上日動火災保険株式会社 代表取締役 広瀬 伸一 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-28 甲府東京海上日動ビルディング</p> <p>④あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役 金杉 恭三 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3丁目20-5 あいおいニッセイ同和損保甲府ビル3階</p>
連携して実施する事業の内容
<p>①業務上の巡回相談時や窓口相談時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害や感染症等のリスクに対応した共済制度等の加入の確認を行い、未加入事業所には共済制度に係る説明や保険会社等と連携したリスク回避に備えた支援を実施する。</p> <p>②山梨県商工会連合会が連携協定を結ぶ、山梨県火災共済協同組合・東京海上日動火災保険㈱及びあいおいニッセイ同和損害保険㈱にリスク管理の専門家派遣を依頼し、普及啓発セミナーや個別相談会の開催や損害保険会社の紹介等も行う。</p> <p>③その他BCP・事業継続力強化支援計画策定の推進、感染症影響による労務リスク対策の専門家派遣支援等を連携しながら実施する。</p>
連携して事業を実施する者の役割
<p>①、②、③とも、専門家の見地から自然災害・感染症等のリスクに備え、事前に必要と考えられる保険の加入確認。また、有事の際を見据えた準備の再確認等、対応に備える各種支援機会を提供していく。</p> <p>具体例として、自然災害・感染症リスクに係る</p> <ul style="list-style-type: none">・商工会会員事業者等に対する災害・労務リスク対策のノウハウ提供・商工会経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供・災害・労務リスク対策セミナー、個別相談会の共同開催及び講師派遣・災害・労務リスク対策ツールの提供等 <p>また、有事の際には、迅速に復旧できるよう、その課題について緊密な情報交換を図り、本計画に基づく具体的な再起支援を実施する。</p>

